

令和5年5月8日
(2023年)

各 位

西宮市 スポーツ推進課

スポーツクラブ21活動時における留意事項

1 【重要】学校体育施設開放事業について

(1) 学校教育の優先

学校体育施設開放事業の推進にあたっては、文部事務次官通知（S51.6.26 文体系第 146 号）により「…学校教育に支障のない限り、学校体育施設の効率的な利用を促進する…」とされています。

学校教育活動は、スポーツクラブ21の活動（学校体育施設開放事業等）よりも優先されますので、学校長等の指導にご理解いただきますようお願いいたします。

(2) 独占的利用の禁止

学校体育施設開放事業は、グラウンド・体育館等をスポーツクラブ21が独占的に使用することを許可されているわけではありません。PTA や青少年愛護協議会等の地域の社会教育関係団体との利用調整を図ってください。

2 災害警報発令時及び地震発生時の対応について

(1) 大雨・暴風・暴風雪警報発令時

西宮市を含む地域に大雨警報、暴風警報、暴風雪警報が発令された場合は、全ての活動（大人の活動を含む）を中止してください。

警報の発令が予想される場合も活動を自粛し、往復途上を含め、安全確保を優先してください。また、地域において風雨等が収まっても警報発令中の間は、活動を中止してください。

(2) (1)以外の警報発令時

西宮市を含む地域に(1) 以外の警報が発令した場合は、各校において休校等の対応が異なります。

予め学校の対応を確認し、学校が休校となる警報が発令された場合は上記と同様に対応してください。学校が休校とならない場合でも、活動する場合は十分注意して実施してください。

(3) 雷への対応

雷については、屋外の活動時は警報の発令有無に関わらず、たとえ遠くで雷鳴が聞こえる程度であっても、すぐに練習を中止し、安全な場所に避難してください。

(4) 地震発生時の対応

ア 西宮市内で最大震度 5 弱以上の地震が発生した場合

①在宅中

活動日の当日午前 0 時以降に西宮市内で最大震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、すべての活動（大人の活動を含む）を中止してください。ただし、午前 0 時より前に発生した場合であっても、学校が休校となる期間は全ての活動を中止とし、その他、市内の被害状況等により適切に判断してください。

②学校（会場）への往復中

当日の活動は中止し、揺れが収まり次第、自宅等安全な場所へ避難してください。子どもの部において、すでに学校（会場）へ到着した児童、学校（会場）に避難してきた児童がいる場合は、③の対応に準じることとします。

③学校内（会場内）での活動中

当日の活動は中止し、揺れが収まるまでは学校内等（会場内等）安全な場所で待機してください。

揺れが収まり次第、大人の部については、各自、自宅等安全な場所へ避難してください。子どもの部については保護者への引き渡しを行うこととし、保護者の迎えがあるまでは、指導者等の監督のもと、学校内等（会場内等）安全な場所で待機してください。

また、施設管理者の指示がある場合は、その指示に従って行動してください。

イ 西宮市内で最大震度 4 以下の地震が発生した場合

予め学校の対応を確認し、学校が休校となる場合は上記と同様に対応してください。学校が休校とならない場合でも、活動の実施については、会員の安全確保を最大限考慮したうえで判断してください。

3 インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症に係る対応について

(1) 学級・学年・学校閉鎖が行われている場合

ア 学級閉鎖の場合

閉鎖された学級の児童は、感染症の発症に関わらずすべての児童について、活動に参加させないでください。

イ 学年閉鎖の場合

閉鎖された学年の児童は、感染症の発症に関わらずすべての児童について、活動に参加させないでください。

ウ 学校閉鎖の場合

大人の部については、学校体育施設を使った活動は行わないでください。クラブハウスも利用しないでください。

子どもの部については、学校閉鎖中はすべての児童の自宅待機が原則となりますので、一切の活動を行わないでください。

(2) その他

日々の活動において、手洗い等を行うなどの一般的な感染症予防の実施を心がけるようお願いいたします。

4 安全管理について

(1) 熱中症への備えについて

夏季に運動・スポーツ活動をされる場合は、活動開始前に水分補給を行ってから臨み、活動中は風通しの良い日陰での休息と水分補給をこまめにとるなど、体温を下げるような配慮をお願いします。

練習中だけでなく、試合中にも休憩時間を必ず確保するようご指導ください。

なお、日本スポーツ協会の「熱中症予防運動指針」ではWBGT 31℃（概ね気温 35℃）以上の場合のスポーツは原則禁止が求められています。

(2) 安全の確保について

本市主催事業では、小学生等児童を対象とした事業については、活動終了時刻の目安を午後5時00分にしています。

活動終了後、活動場所から児童が安全に帰宅できるよう、活動終了時刻にご配慮ください。特に、冬季は日没も早いことから、保護者の送迎を徹底するなど、児童の安全な登下校にご配慮ください。

(3) 往復途上の安全確保

近年、登下校中における不審者による声掛け事案、連れ去り等事案が報道されます。高学年児童を含んだ集団下校を促す、保護者による送迎の徹底など、スポーツクラブ21の活動前後における往復途上の安全確保を徹底してください。

(4) 適度な活動時間の設定

身体的成長期を迎える子供が過度な長時間のスポーツ活動を実施することは、怪我や障害を負うリスクを高めることが、スポーツ医科学的観点における様々な研究によって提言されています。各クラブにおいては、過度な長時間のスポーツ活動を行う上でのリスク等を考慮し、平日2時間程度・土日祝3時間程度を目安とした適度な時間の活動を行うようご配慮ください。

5 自動車・自転車の利用について

(1) 学校内駐車禁止について

原則として学校敷地内は駐車禁止です。学校敷地内は、駐車料金を負担している教職員、緊急車両、公用車等を除き、駐車できません。

(2) 自動車による送迎について

スポーツクラブ21の活動に伴う自動車の送迎に関し、ドアの開閉音、集合解散時の話し声等の騒音や駐停車マナー等について、近隣住民から学校に対する苦情が増加しています。特に遠征の場合は早朝や夜間に集合・解散を行われますので、

より周囲に配慮いただきますようお願いいたします。

(3) 自転車の利用について

スポーツクラブ21の活動で自転車を利用し、自校、他校、有料施設に駐輪される際は、利用施設における駐輪ルールの順守をお願いします。

また、自転車で移動する際も歩行者等の交通弱者を優先するといった交通ルールを順守してください。

6 喫煙マナーの徹底について

(1) 学校における禁煙について

兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」に基づいて、学校敷地内における喫煙はすべて禁止されています。また、受動喫煙防止のための敷地内へのたばこの煙の流入も禁止されています。学校敷地外で喫煙する場合も、敷地から7メートル以上離れてください。

(2) 公共の施設・場所における喫煙について

兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」に基づいて、市立の体育館等の運動施設等や公園といった多数の人が利用する公共施設の敷地内では、喫煙の禁止と受動喫煙の防止が求められています。禁煙や設置された喫煙所での喫煙といった、喫煙ルールを順守しましょう。

また、西宮市「快適な市民生活の確保に関する条例」が施行されており、歩行中（歩きたばこ）、自転車運転中の喫煙が禁止されています。

7 苦情等への対応について

(1) 各地区スポーツクラブ21における対応

スポーツクラブ21の活動は、指導者の模範的言動、保護者の温かい見守り、地域住民のご理解等のうえに支えられ、成り立っています。

スポーツクラブ21の活動に対する苦情等が寄せられた場合は、事実確認とともに、役員をはじめ関係者で直ちに情報共有され、再発防止に努めてください。

日頃、スポーツクラブ21関係者が知らなかった事実の気づきの貴重な機会として前向きなご対応をお願いします。

一部の会員、指導者、保護者の言動がスポーツクラブ21全体の信用を失わせ、活動の縮小、中止等につながることはないようお願いします。

スポーツクラブ21関係者の皆様におかれましては、今一度、所属クラブ、ご自身の活動について、ご確認いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

(2) 西宮市の対応

本市(市役所)には、日々、市民からスポーツクラブ21の活動に関する不満・不快事案・苦情を綴られたメール、厳しい口調の電話等が寄せられています。

本市では市民からの厳しいご批判等に対し、スポーツクラブ21の活動の抑制・縮小・中止につながることはないよう、スポーツクラブ21の地域おける貢献等をご説明したうえで、ご理解いただけるように努めています。

本市は、スポーツクラブ21が市民スポーツの普及及び市民の体力づくりの場の確保を通じた地域コミュニティづくりの促進という重要な役割を担っていることから、引き続き、活動を支援してまいりますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

以 上

西宮市スポーツ推進課

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

市役所8階

TEL : 0798-35-3567 / FAX : 0798-35-4045

E-Mail : k_shatai@nishi.or.jp